

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親

以下のとおり一般競争入札を実施するので、陸上自衛隊の「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 競争に付する事項

### (1) 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時

件名	規格	履行場所	再生可能エネルギー比率	入札日時
ア 令和8年度 陸上自衛隊海田市駐屯地で使用する電気	仕様書 のとおり	陸上自衛隊 海田市駐屯地	100%	令和8年1月30日(金) 1300
			60%以上	令和8年1月30日(金) 1305
			30%以上	令和8年1月30日(金) 1310
			0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月30日(金) 1315
イ 令和8年度 陸上自衛隊原村演習場で使用する電気	仕様書 のとおり	陸上自衛隊 原村演習場	100%	令和8年1月30日(金) 1320
			60%以上	令和8年1月30日(金) 1325
			30%以上	令和8年1月30日(金) 1330
			0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月30日(金) 1335
ウ 令和8年度 陸上自衛隊御調無線中継所で使用する電気(3相3線式)	仕様書 のとおり	陸上自衛隊 御調無線中継所	100%	令和8年1月30日(金) 1340
			60%以上	令和8年1月30日(金) 1345
			30%以上	令和8年1月30日(金) 1350
			0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月30日(金) 1355
エ 令和8年度 陸上自衛隊御調無線中継所で使用する電気(単相3線式)	仕様書 のとおり	陸上自衛隊 御調無線中継所	100%	令和8年1月30日(金) 1400
			60%以上	令和8年1月30日(金) 1405
			30%以上	令和8年1月30日(金) 1410
			0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月30日(金) 1415
オ 令和8年度 陸上自衛隊彦山無線中継所で使用する電気(3相3線式)	仕様書 のとおり	陸上自衛隊 彦山無線中継所	100%	令和8年1月30日(金) 1420
			60%以上	令和8年1月30日(金) 1425
			30%以上	令和8年1月30日(金) 1430
			0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月30日(金) 1435
カ 令和8年度 陸上自衛隊彦山無線中継所で使用する電気(単相3線式)	仕様書 のとおり	陸上自衛隊 彦山無線中継所	100%	令和8年1月30日(金) 1440
			60%以上	令和8年1月30日(金) 1445
			30%以上	令和8年1月30日(金) 1450
			0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	令和8年1月30日(金) 1455

### (2) 履行期間

令和8年4月1日(水) 00:00~令和9年3月31日(水) 24:00

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」で中国地区の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。  
ア 第1項第1号ア項 海田市駐屯地で使用する電気：物品の販売「C」等級以上の格付けを受けた者  
イ 第1項第1号イ~カ項 各無線中継所で使用する電気：物品の販売「D」等級以上の格付けを受けた者
- 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者。ただし、令和8年4月1日(契約開始日)に電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けていること。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸

化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)

- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1 (1) ア～カのそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。

### 3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

- (1) 入札参加希望者の書類提出  
入札参加希望者は、2 (5) 及び2 (12) に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。
- (2) 提出方法  
持参又は郵送(FAX不可)
- (3) 提出期限  
令和8年1月16日(金) 正午12時00分

### 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

- 入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和8年1月21日(水)までに入札参加希望者に回答する。
- (1) 2 (1) から(12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率100%」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
  - (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2 (1) から(12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率60%以上」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
  - (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2 (1) から(12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率30%以上」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
  - (4) 第3号の要件を満たせない場合において、2 (1) から(12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「0% (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

### 5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、入札参加希望者に令和7年12月19日(金)から令和8年1月29日(木)正午17時までの間、メール等で配布するので下記問い合わせ先にご連絡下さい。(令和7年12月27日(土)～令和8年1月5日(月)及び土曜・日曜・祝日を除く08:15～17:00)
- (2) 入札関係書類の受領を希望する場合、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(メール、FAX可)

### 6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。但し、現場確認及び役務内容等の説明を希望する者については個別に対応するので、事前に日程を調整するものとする。なお個別対応の日時等は官側の都合を優先する。
- (2) 入札実施要領
  - ア 再生可能エネルギー比率100%の入札で応札をできる者がいる場合  
再生可能エネルギー比率100%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。  
※ 再生可能エネルギー比率100%の入札で落札に至った場合、以後の入札は実施しない。
  - イ 再生可能エネルギー比率100%の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは当該入札で応札をできる者がなかった場合  
再生可能エネルギー比率60%以上の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。  
※ 再生可能エネルギー比率60%以上の入札で落札に至った場合、以後の入札は実施しない。
  - ウ 再生可能エネルギー比率60%以上の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは当該入札で応札をできる者がなかった場合  
再生可能エネルギー比率30%以上の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を

準備のこと。

※ 再生可能エネルギー比率30%以上の入札で落札に至った場合、以後の入札は実施しない。

エ 再生可能エネルギー比率30%以上の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは当該入札で応札をできる者がなかった場合

再生可能エネルギー比率0%（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

## 7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式： 品目毎総額（予定総価）決定。但し、契約締結においては、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）
- (6) インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染防止のため、郵便入札のみとする。

## 9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

## 11 その他

- (1) 入札書は、令和8年1月29日（木）17時00分までに提出・郵送必着分を有効とする。入札書を郵送する場合は事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX不可）
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第350会計隊事務所及び下記の陸上自衛隊中部方面会計隊ウェブサイトで見ることができる。（<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>）
- (5) 市場価格調査には、ご協力願います。
- (6) 6(2)入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはイ項に該当した入札書は、返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。
- (7) 入札書に関しては、1(1)ア～カの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。
- (8) 問い合わせ先

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1 陸上自衛隊海田市駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第350会計隊契約班 担当：八木（やぎ）

TEL：082-822-3101（内線2344）

FAX：082-823-4226（直通）

メール：ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

海田市駐屯地業務隊管理科営繕班 担当：佐藤（さとう）

TEL：082-822-3101（内線2316）

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 10
役 務 名 称	令和8年度 陸上自衛隊海田市駐屯地で 使用する電気	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年12月 1日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
<p>1 概 要</p> <p>(1) 需要場所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地）</p> <p>(2) 業種および用途 官公署（国家事務）</p> <p>2 仕 様</p> <p>(1) 供給電気方式等</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 供給電気方式 交流3相3線式</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 軽量電圧（標準電圧） 6,600V</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 周波数 60Hz</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 供給方式 1回線受電</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 蓄熱式負荷設備の有無</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 氷蓄熱</p> <p style="margin-left: 60px;">1. 22m<sup>3</sup>×3台、0.4m<sup>3</sup>×4台</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器</p> <p style="margin-left: 60px;">0.37m<sup>3</sup>×1台</p> <p>(2) 契約電力及び予定使用電力量</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 契約電力 1,320kw</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 予定使用電力量 4,491,000kWh (月別の予定使用電力量は別紙のとおり)</p> <p>(3) 契約期間</p> <p style="margin-left: 20px;">自 令和8年4月 1日 00:00</p> <p style="margin-left: 20px;">至 令和9年3月31日 24:00</p> <p>(4) 電力量の検針</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 自動検針装置 有</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針</p> <p>(5) 需給地点</p> <p style="margin-left: 20px;">海田市駐屯地の受電柱6,600V引込口に自衛隊が設置した開閉器の電源側端子</p>			

役務件名	令和8年度陸上自衛隊海田市駐屯地で使用する電気	仕様書番号	2 / 10
<p>(6) 保安責任分界点 需給地点に同じ</p> <p>(7) 財産分界点 需給地点に同じ</p> <p>(8) 供給電気の種類</p> <p>ア 供給電力に占める再生可能エネルギー比率 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生エネルギー由来の供給電力量の割合が100%とすること。 またその環境価値について、海田市駐屯地に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。</p> <p>イ アの条件を満たすことを証明する資料の提出 供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について付紙を参考とし、確認できる資料を半期ごと官側に提出する。</p> <p>(9) 環境配慮契約法に基づく裾切要件 二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2に捧げる条件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 力率が、使用期間中85%以上を保持する予定。</p> <p>(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。</p> <p>(3) 一部の建物専用非常用発電設備を有している構成は次のとおりとする。</p> <p>ア 200kVA発電機 2基 イ 65kVA発電機 1基 ウ 12kVA発電機 1基</p> <p>(4) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。 なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。</p> <p>(5) 燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価については、該当地域を管轄する旧一般電気事業者が定める単価を使用すること。</p>			

## 予定使用電力量 (海田市駐屯地)

	契約電力 (kW)	電力量 (kWh)		使用電力量計	力率 (%)
		昼間「夏季」	昼間「その他」		
令和 8年 4月	1,320		247,000	247,000	85以上
5月	1,320		260,000	260,000	85以上
6月	1,320		400,000	400,000	85以上
7月	1,320	564,000		564,000	85以上
8月	1,320	527,000		527,000	85以上
9月	1,320	480,000		480,000	85以上
10月	1,320		353,000	353,000	85以上
11月	1,320		280,000	280,000	85以上
12月	1,320		350,000	350,000	85以上
令和 9年 1月	1,320		350,000	350,000	85以上
2月	1,320		360,000	360,000	85以上
3月	1,320		320,000	320,000	85以上
合 計		1,571,000	2,920,000	4,491,000	

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1 kWh 当たりの 二酸化炭素排出 係数	<p>「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、該当事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度の 未利用エネルギー 一活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> </ol> </li> </ol>

用語	定義
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス3</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量の占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算定法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）</p> <p>② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量(kWh) （ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p>

用語	定義
	<p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組</p> <p>地域における省エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
 商号又は名称 〇〇株式会社  
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1開示方法(または事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号	10/10
-------	-------

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことを証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したことと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間  
 ○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先

部署名：  
 責任者名：  
 担当者名：  
 TEL：  
 E-mail

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エネ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT 非化石証書(再エネ指定)	●●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計(kWh)			

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 10
役務名称	令和8年度 陸上自衛隊原村演習場で 使用する電気	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年12月 1日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
<p>1 概要</p> <p>(1) 需要場所 広島県東広島市八本松町原（陸上自衛隊原村演習場）</p> <p>(2) 業種および用途 官公署（国家事務）</p> <p>2 仕様</p> <p>(1) 供給電気方式等</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 供給電気方式 交流3相3線式</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 軽量電圧（標準電圧） 6,600V</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 周波数 60Hz</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 供給方式 1回線受電</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 蓄熱式負荷設備の有無</p> <p>(2) 契約電力及び予定使用電力量</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 契約電力 38kw（令和7年11月現在）</p> <p style="margin-left: 40px;">ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 予定使用電力量 86,600kWh</p> <p style="margin-left: 40px;">（月別の予定使用電力量は別紙のとおり）</p> <p>(3) 契約期間</p> <p style="margin-left: 20px;">自 令和8年4月1日 00:00</p> <p style="margin-left: 20px;">至 令和9年3月31日 24:00</p> <p>(4) 電力量の検針</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 自動検針装置 有</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針</p> <p>(5) 需給地点 原村演習場の受電柱6,600V引込口に自衛隊が設置した開閉器の電源側端子</p> <p>(6) 保安責任分界点 受給地点に同じ</p>			

役務件名	令和8年度陸上自衛隊原村 演習場で使用する電気	仕様書番号	2 / 10
<p>(7) 財産分界点 需給地点に同じ</p> <p>(8) 供給電気の種類</p> <p>ア 供給電力に占める再生可能エネルギー比率 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生エネルギー由来の供給電力量の割合が100%とすること。 またその環境価値について、原村演習場に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。</p> <p>イ アの条件を満たすことを証明する資料の提出 供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について付紙を参考とし、確認できる資料を半期ごと官側に提出する。</p> <p>(9) 環境配慮契約法に基づく裾切要件 二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2に捧げる条件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 力率が、使用期間中90%以上を保持する予定。</p> <p>(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。</p> <p>(3) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。 なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。</p> <p>(4) 燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価については、該当地域を管轄する一般電気事業者が定める単価を使用すること。</p>			

## 予定使用電力量 (原村演習場)

	契約電力 (kW)	電力量(kWh)		使用電力量計	力率 (%)
		昼間「夏季」	昼間「その他」		
令和8年 4月	38		5,700	5,700	90以上
5月	38		6,800	6,800	90以上
6月	38		8,000	8,000	90以上
7月	38	9,500		9,500	90以上
8月	38	8,500		8,500	90以上
9月	38	10,000		10,000	90以上
10月	38		8,700	8,700	90以上
11月	38		4,500	4,500	90以上
12月	38		6,000	6,000	90以上
令和9年 1月	38		5,600	5,600	90以上
2月	38		7,000	7,000	90以上
3月	38		6,300	6,300	90以上
合計		28,000	58,600	86,600	

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

**3 契約期間内における努力等**

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、該当事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度の 未利用エネルギー 活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> </ol> </li> </ol>

用語	定義
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量の占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算定法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(KWh)）</p> <p>② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量 (kwh) （ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh)</p>

用語	定義
	<p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組</p> <p>地域における省エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 殿

住 所	〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者氏名	〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他( )	

## 2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1開示方法(または事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号	10/10
-------	-------

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことを証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したこと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間  
 ○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先

部署名：  
 責任者名：  
 担当者名：  
 TEL：  
 E-mail

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エネ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT 非化石証書(再エネ指定)	●●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計(kWh)			

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 10
役務 名称	令和8年度 自衛隊御調無線中継所で 使用する電気（3相3線式）	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年12月 1日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
<p>1 概要</p> <p>(1) 需要場所 広島県尾道市御調町山岡 146（自衛隊御調無線中継所）</p> <p>(2) 業種および用途 官公署（国家事務）</p> <p>2 仕様</p> <p>(1) 供給電気方式等</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 供給電気方式 交流3相3線式</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 供給電圧（標準電圧） 100V/200V</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 軽量電圧（標準電圧） 100V/200V</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 周波数 60Hz</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 供給方式 1回線受電</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 中国電力（株）呼称名 従量電灯B</p> <p>(2) 契約電力及び予定使用電力量</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 契約電力 26kw</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 予定使用電力量 47,800kWh (月別の予定使用電力量は別紙のとおり)</p> <p>(3) 契約期間</p> <p style="margin-left: 20px;">自 令和8年4月1日 00:00</p> <p style="margin-left: 20px;">至 令和9年3月31日 24:00</p> <p>(4) 電力量の検針</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 自動検針装置 有</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 電力会社の検針方法 自動検針</p> <p>(5) 需給地点 自衛隊が設置した引込柱の第一支持点</p> <p>(6) 保安責任分界点 受給地点に同じ</p> <p>(7) 財産分界点 受給地点に同じ</p>			

役務件名	令和8年度自衛隊御調無線中継所で使用する電気(3相3線式)	仕様書番号	2/10
<p>(8) 供給電気の種類</p> <p>ア 供給電力に占める再生可能エネルギー比率  「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生エネルギー由来の供給電力量の割合が100%とすること。  またその環境価値について、御調中継所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。</p> <p>イ アの条件を満たすことを証明する資料の提出  供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について付紙を参考とし、確認できる資料を半期ごと官側に提出する。</p> <p>(9) 環境配慮契約法に基づく裾切要件  二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2に捧げる条件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 力率は、原則90%以上を保持する。</p> <p>(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。</p> <p>(3) 建物専用非常用発電設備有り(60kVA×1基)</p> <p>(4) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。  なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。</p> <p>(5) 燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価については、該当地域を管轄する一般電気事業者が定める単価を使用すること。</p>			

## 予定使用電力量 御調無線中継所 (中国電力(株)呼称名 低圧電力)

	契約電力 (kW)			使用電力量計
		昼間「夏季」	昼間「その他」	
令和8年 4月	26		3,300	3,300
5月	26		4,100	4,100
6月	26		4,800	4,800
7月	26	6,000		6,000
8月	26	5,900		5,900
9月	26	5,000		5,000
10月	26		4,200	4,200
11月	26		3,400	3,400
12月	26		3,000	3,000
令和9年 1月	26		2,700	2,700
2月	26		2,600	2,600
3月	26		2,800	2,800
合 計		16,900	30,900	47,800

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

**3 契約期間内における努力等**

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、該当事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度の 未利用エネルギー 一活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> </ol> </li> </ol>

用語	定義
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量の占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算定法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(KWh)）</p> <p>② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量 (kwh) （ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh)</p>

用語	定義
	<p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組</p> <p>地域における省エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1開示方法(または事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号	10/10
-------	-------

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことを証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間  
 ○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報 (環境価値の属性情報は別紙のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先

部署名：  
 責任者名：  
 担当者名：  
 TEL：  
 E-mail

【別添】環境価値の属性情報 (見込みを含む)

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エネ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT 非化石証書(再エネ指定)	●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
合計(kWh)						

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 10
役務名称	令和8年度 自衛隊御調無線中継所で 使用する電気（単相3線式）	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年12月 1日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

### 1 概要

#### (1) 需要場所

広島県尾道市御調町山岡 146（自衛隊御調無線中継所）

#### (2) 業種および用途

官公署（国家事務）

### 2 仕様

#### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流単相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 100V/200V

ウ 軽量電圧（標準電圧） 100V/200V

エ 周波数 60Hz

オ 供給方式 1回線受電

カ 中国電力（株）呼称名 従量電灯B

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 22kw

イ 予定使用電力量 10,450kWh

（月別の予定使用電力量は別紙第1のとおり）

#### (3) 契約期間

自 令和8年4月1日 00:00

至 令和9年3月31日 24:00

#### (4) 電力量の検針

ア 自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 自動検針

#### (5) 需給地点

自衛隊が設置した引込柱の第一支持点

#### (6) 保安責任分界点

受給地点に同じ

#### (7) 財産分界点

受給地点に同じ

役務件名	令和8年度自衛隊御調無線中継所で使用する電気(単線3線式)	仕様書番号	2/10
<p>(8) 供給電気の種類</p> <p>ア 供給電力に占める再生可能エネルギー比率</p> <p>「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生エネルギー由来の供給電力量の割合が100%とすること。</p> <p>またその環境価値について、御調中継所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。</p> <p>イ アの条件を満たすことを証明する資料の提出</p> <p>供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について付紙を参考とし、確認できる資料を半期ごと官側に提出する。</p> <p>(9) 環境配慮契約法に基づく裾切要件</p> <p>二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2に捧げる条件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。</p> <p>(2) 建物専用非常用発電設備有り(60kVA×1基)</p> <p>(3) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。</p> <p>なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。</p> <p>(4) 燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価については、該当地域を管轄する一般電気事業者が定める単価を使用すること。</p>			

仕様書番号	3/10
-------	------

予定使用電力量 御調無線中継所 (中国電力(株)呼称名 従量電灯B)

	契約電力 (kVA)			使用電力量計
		昼間「夏季」	昼間「その他」	
令和8年 4月	22		1,200	1,200
5月	22		1,400	1,400
6月	22		780	780
7月	22	670		670
8月	22	700		700
9月	22	720		720
10月	22		600	600
11月	22		790	790
12月	22		850	850
令和9年 1月	22		810	810
2月	22		1,230	1,230
3月	22		700	700
合 計		2,090	8,360	10,450

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、該当事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度の 未利用エネルギー 活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> </ol> </li> </ol>

用語	定義
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量の占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算定法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）</p> <p>② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量(kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p>

用語	定義
	<p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組</p> <p>地域における省エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1開示方法(または事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号	10/10
-------	-------

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●●に電力を供給したことを証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したこと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間  
 ○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先  
 部署名：  
 責任者名：  
 担当者名：  
 TEL：  
 E-mail

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エネ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT 非化石証書(再エネ指定)	●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計(kWh)			

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 10
役務 名称	令和8年度 自衛隊彦山無線中継所で 使用する電気（3相3線式）	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年11月28日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

### 1 概要

(1) 需要場所

広島県福山市熊野町字光林寺奥山（自衛隊彦山無線中継所）

(2) 業種および用途

官公署（国家事務）

### 2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 200V
- ウ 軽量電圧（標準電圧） 200V
- エ 周波数 60Hz
- オ 供給方式 1回線受電
- カ 中国電力（株）呼称名 低圧電力

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 18kw
- イ 予定使用電力量 32,800kWh  
(月別の予定使用電力量は別紙第1のとおり)

(3) 契約期間

自 令和8年4月1日 00:00  
至 令和9年3月31日 24:00

(4) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針

(5) 需給地点

自衛隊が設置した引込柱の第一支持点

(6) 保安責任分界点

受給地点に同じ

(7) 財産分界点

受給地点に同じ

役務件名	令和8年度自衛隊彦山無線中継所で使用する電気(3相3線式)	仕様書番号	2/10
<p>(8) 供給電気の種類</p> <p>ア 供給電力に占める再生可能エネルギー比率  「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生エネルギー由来の供給電力量の割合が100%とすること。  またその環境価値について、彦山中継所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。</p> <p>イ アの条件を満たすことを証明する資料の提出  供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について付紙を参考とし、確認できる資料を半期ごと官側に提出する。</p> <p>(9) 環境配慮契約法に基づく裾切要件  二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2に捧げる条件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 力率は、原則90%以上を保持する。</p> <p>(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。</p> <p>(3) 建物専用非常用発電設備有り(60kVA×1基)</p> <p>(4) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。  なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。</p> <p>(5) 燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価については、該当地域を管轄する一般電気事業者が定める単価を使用すること。</p>			

## 予定使用電力量 彦山無線中継所 (中国電力(株)呼称名 低圧電力)

	契約電力 (kW)			使用電力量計
		昼間「夏季」	昼間「その他」	
令和8年 4月	18		2,400	2,400
5月	18		2,900	2,900
6月	18		3,000	3,000
7月	18	3,600		3,600
8月	18	3,700		3,700
9月	18	3,400		3,400
10月	18		2,900	2,900
11月	18		2,500	2,500
12月	18		2,300	2,300
令和9年 1月	18		2,100	2,100
2月	18		1,900	1,900
3月	18		2,100	2,100
合計		10,700	22,100	32,800

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1kWh当たりの 二酸化炭素排出 係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、該当事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度の 未利用エネルギー 一活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端) (KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> </ol> </li> </ol>

用語	定義
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量の占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算定法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）</p> <p>② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量(kWh) （ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p>

用語	定義
	<p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組</p> <p>地域における省エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1開示方法（または事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号	10/10
-------	-------

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことを証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間  
 ○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先  
 部署名：  
 責任者名：  
 担当者名：  
 TEL：  
 E-mail

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エネ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非 FIT 非化石証書(再エネ指定)	●●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計(kWh)			

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 10
役 務 名 称	令和8年度 自衛隊彦山無線中継所で 使用する電気（単相3線式）	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年11月28日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

### 1 概 要

(1) 需要場所

広島県福山市熊野町字光林寺奥山（自衛隊彦山無線中継所）

(2) 業種および用途

官公署（国家事務）

### 2 仕 様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流単相3線式

イ 供給電圧（標準電圧） 100V/200V

ウ 軽量電圧（標準電圧） 100V/200V

エ 周波数 60Hz

オ 供給方式 1回線受電

カ 中国電力（株）呼称名 従量電灯B

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 14kw

イ 予定使用電力量 8,320kWh

（月別の予定使用電力量は別紙第1のとおり）

(3) 契約期間

自 令和8年4月1日 00:00

至 令和9年3月31日 24:00

(4) 電力量の検針

ア 自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 自動検針

(5) 需給地点

自衛隊が設置した引込柱の第一支持点

(6) 保安責任分界点

受給地点に同じ

(7) 財産分界点

受給地点に同じ

役務件名	令和8年度自衛隊彦山中継所で使用する電気（単相3線式）	仕様書番号	2 / 10
<p>(8) 供給電気の種類</p> <p>ア 供給電力に占める再生可能エネルギー比率  「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生エネルギー由来の供給電力量の割合が100%とすること。  またその環境価値について、彦山中継所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。</p> <p>イ アの条件を満たすことを証明する資料の提出  供給者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について付紙を参考とし、確認できる資料を半期ごと官側に提出する。</p> <p>(9) 環境配慮契約法に基づく裾切要件  二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙第2に捧げる条件を満たすこと。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。</p> <p>(2) 建物専用非常用発電設備有り（60kVA×1基）</p> <p>(3) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。  なお、入札価格の算定にあたっては、燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。</p> <p>(4) 燃料調整等額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価については、該当地域を管轄する一般電気事業者が定める単価を使用すること。</p>			

仕様書番号	3/10
-------	------

## 予定使用電力量 彦山無線中継所 (中国電力(株)呼称名 従量電灯B)

	契約電力 (kVA)			使用電力量計
		昼間「夏季」	昼間「その他」	
令和8年 4月	14		670	670
5月	14		770	770
6月	14		610	610
7月	14	650		650
8月	14	700		700
9月	14	700		700
10月	14		660	660
11月	14		750	750
12月	14		750	750
令和9年 1月	14		750	750
2月	14		660	660
3月	14		650	650
合計		2,050	6,270	8,320

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度 1 kWh 当たりの 二酸化炭素排出 係数	<p>「令和5年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、該当事業者自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和5年度の 未利用エネルギー 一活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> <li>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> </ol> </li> </ol>

用語	定義
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量の占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算定法は以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端(kWh)）</p> <p>② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量(kWh) （ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p>

用語	定義
	<p>⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kwh)</p> <p>2 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における省エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

## 適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1開示方法(または事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号	10/10
-------	-------

提出様式例

○年○月○日

特定電源割当証明書

●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○  
代表取締役 ○○ ○○

以下の通り●●●に電力を供給したことを証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したこと、いかなる第三者の移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 ○○○○  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間  
 ○年○月○日～○年○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 見込	累計 見込
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%) 【C】													

担当者等連絡先

部署名：  
 責任者名：  
 担当者名：  
 TEL：  
 E-mail

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元 発電所名	住所	発電設備	環境価値移転 量 (kWh)	発電期間	証書番号
FIT 非化石証書(再エ指定)	○○発電所		太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非 FIT 非化石証書(再エ指定)	●●発電所		風力	●●	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計(kWh)			